

子育て支援検討会報告

平成 21 年 (2009 年) 8 月 27 日

1 子育て支援をめぐる現状

○家族・保護者の変化

核家族化の進行など家族形態の変化や地域の人間関係の希薄化の進行などにより、かつてのような地縁・血縁に基づく支援を得にくい子育て家庭が増加していること、また、保護者の子育てに対する意識が変化していることなどから、保護者が子育てに不安やストレスを感じやすくなっている。低年齢児に対するネグレクトなど児童虐待の問題も顕著になっている。

○子どもの生活環境の変化

子どもが、他者や地域社会との関わりの中でたくましく育ち、社会的に自立した個人として成長していくためには、子ども時代の「遊び」「体験」の機会の確保が必要である。しかしながら、そういった機会が減少している。

○発達障害児の増加

保健・医療、保育、学校現場では発達障害のある児童が増加傾向にある。しかし、相談機関の受け入れ体制や、各機関の連携などの面で、その支援はまだ十分でない。

○保育の量の不足

平成 17 年度以降、保育所の定員は県全体で 1,400 人以上増加しているが、地域によっては保育需要に供給が追いつかず、待機児童は、逆に増加している。放課後児童クラブも十分な定員が確保できていない。保育の量の不足は、保護者、特に母親の就業継続や再就職を妨げる一因になっている。

○男性の子育てへの関わりが極端に少ない状況

長時間労働などの就労環境や、男性が子育てをすることについての理解・意識の低さなどから、父親の家事・育児への関わりが少なく、その一方で、家庭責任の多くが母親の肩にかかり、母親が育児を抱え込んでいる状況もみられる。

2 子育て支援の基本的な考え方

家族関係や地域社会の変化を踏まえ、これまでから様々な子育て支援が講じられてきたが、子育てに不安やストレスを抱えながらも支援の場に参加できない保護者は依然として多い。保護者や子どもが抱える問題を早期に把握して、そのニーズを踏まえながら継続的に支援することが、結果的に、その後の親子の絆の深まりと、子どもの確かな成長に繋がっていく。

また、子ども時代の経験が、生涯にわたる生活や学び、将来の自立の基礎となることを踏まえ、子どもが自ら育ち未来を拓く力が育まれることを基本として施策を講じていく必要がある。特に、幼児期の育ちが将来の人間形成に大きな影響を及ぼすことから、この時期の支援に力を入れるべきである。

こうした観点に立ち、子育て支援を継続的に切れ目なく実施するためには、今後一層、社会全体で子どもを育てるという機運の醸成を図り、子どもが、地域にとって貴重で、将来の滋養に活力を生み出す大切な存在であるという認識を県民が共有し、行政のみならず、県民、施設、NPO、企業など様々な主体が相互に関わりながら、地域づくりを進めていくことが必要である。

3 今後5年間で重点的に取り組むべき施策 ～気づきと共感から始める絆づくり～

今後、後述の「4 具体的施策」にある各種施策にきめ細やかに取り組んでいくことが必要となるが、子育て支援をめぐる現状から見えてくる諸課題の解決に向けては、特に以下の支援施策に今後5年間で重点的に取り組むことが必要である。

○子どもが生まれる前からの継続的な支援

妊娠期からの支援の実施により、親となることの心構えの獲得や安全な出産の実現はもちろん、早くに親として地域社会やそこにいる支援者とつながることを経験することで、その後の必要な支援の受け入れが容易になる。

これにより、親自身の学びや気づきが促され、親が子育てに対する自信を深め、主体的な子育ての実践と良好な親子関係が形成されるものとする。

○子育て中の保護者への支援

子育てに関わる問題は、親子関係や家族関係の問題であることが少なくない。こういった場合、子どもに現れている問題行動だけに注目するだけではその解決に至らず、保護者も含めた総合的な支援が必要となる。

子どもが健やかに成長するための環境づくりとして、関係機関が連携して継続的な保護者支援を行うことが必要である。

○発達障害児およびその家族に対する支援

発達障害児に対しては、早期にその障害に気づき、保護者や関係者が適切な関わりを行うことが、子どもの社会適応や将来的な自立の実現に極めて大きな意味を持つ。

乳幼児期の早期発見と早期療育の実施および、保護者と情報を共有した上での、生涯にわたる一貫した支援体制を構築しなければならない。

○保育所や放課後児童クラブの量的拡充

適切な保育の提供は、子どもの健全な成長を促すとともに、保護者の就労支援ともなり、家庭の経済状態の安定と望ましい子育て環境の実現に資するものである。

待機児童の解消を目指し、放課後児童クラブも含め、保育を必要とする子どもへの確実な保育の提供を引き続き推進していかなければならない。その際、家庭的保育事業の活用や人材確保方策の検討など、これまでより一歩進んだ取組を実施することが必要である。

○男性が十分に子育てに関わることができるための環境づくり

保護者が、仕事との両立に苦慮することなく子育てに携わることが、より安定した親子関係を築く礎となる。

このためには、仕事と子育ての両立ができるよう雇用環境の整備を進めることが必要である。また、事業主の意識改革、職場の上司や同僚の理解はもちろん、全ての県民が、子育ては社会的に意義のある重要な営みであるという意識を共有するとともに、男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけるよう、県民意識の醸成に努めることが必要である。

4 具体的施策

(1) 子どもが生まれる前、生まれてからの支援

① 基本的な考え方

保護者が子育てに自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全な環境で生まれ育っていくための、妊娠期からの継続的な母子支援の実施

② 施策の方向性

【母子の心身の健康の確保】

- 妊婦健診の機会の確保
- 妊婦健診・乳幼児健診における相談指導体制や新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の充実
それらの機会を通じた、保護者と地域のつながりの構築
- 安心・安全な妊娠や出産等に関する意識を高めるための啓発事業の実施
- 母子保健従事者の資質向上のための研修等の充実
- 安心して妊娠、出産が迎えられる周産期医療体制の充実
- 産後うつなど個別に対応が必要な妊産婦に対する支援の充実
- 未熟児や先天性代謝異常など新生児への医療的対応
- 医師の確保に向けた取組の推進
- 職場における母性健康管理の推進

【小児医療体制の充実】

- 小児救急医療体制の充実や子育て家庭が身近なかかりつけ医を持つための環境づくりの促進
- 小児慢性特定疾患の医療費の負担軽減などの支援

【食育の推進】

- 子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進（家庭、学校、保育所等、地域）

(2) 地域における子育て支援策の充実

① 基本的な考え方

乳幼児を養育している家庭や障害のある子どものいる家庭等へのきめ細かい支援を行うとともに、子どもの成長・自立の基礎となる遊び・育ちの場を確保する

② 施策の方向性

【子育て支援の場の充実】

- 地域子育て支援拠点や一時預かり事業など、特に乳幼児をもつ子育て家庭への支援の充実

- 児童館など地域の遊び場の充実
- 淡海子育て応援団事業など子育てをみんなで応援する社会づくりの推進

【ネットワークの構築】

- 市町における次世代育成支援対策地域協議会等の設置による子育て支援に関する情報共有の促進
- 保育所や幼稚園における「親と子の育ちの場」「保護者のつながりの場」「新米ママと先輩ママとの交流の場」などの提供
- 地域住民が子どもを取り巻く地域課題を把握し、地域の社会資源等を踏まえた子育て支援を充実していく子育て共助の仕組みづくりの展開（「子育て三方よしコミュニティ」）
- インターネット上での子育て支援情報の提供

【障害児施策の推進】

- 障害の早期発見、早期治療の推進と障害児の成長・発達およびその家庭への支援
- 在宅障害児の支援と家族の介護負担等の軽減
- 発達障害児の社会適応の支援

【経済的支援】

- 子育てや教育に伴う経済的負担の軽減

（3）仕事と子育ての両立支援のための子育て支援策の充実

① 基本的な考え方

地域住民のニーズを踏まえた保育所、放課後児童クラブの量の拡充・質の向上と、多様なニーズに対応するための選択肢の拡大

② 施策の方向性

【量の拡充】

- 待機児童解消に向けた計画的な保育所整備の促進
- 既存施設の一層の活用や認定こども園制度、家庭的保育の活用
- 人材の確保
- 円滑に就学に移行するための放課後児童クラブの設置促進

【質の向上】

- 放課後児童クラブの環境改善
- 研修機会の充実等による保育士等の資質向上
- 保育所等の自己評価の実施

【多様なニーズに対応する施策の推進】

- 延長保育、休日保育、夜間保育の実施の促進
- 病児・病後児保育の実施の促進
- 事業所内保育施設の設置促進

（4）仕事と生活の調和の推進

① 基本的な考え方

男女ともに多様で柔軟な働き方が可能な職場づくりの推進と、「仕事と生活の調和」に向けた、県民意識を変える社会づくり

② 施策の方向性

【多様で柔軟な働き方が可能な職場づくり】

- 育児休業・短時間勤務等多様な働き方を支える制度の周知と利用しやすい職場風土づくりの推進

【女性の再就職や継続就業の取組の促進】

- 再就職を希望する女性へ職業能力開発の機会を提供し、就労への再チャレンジを支援

【仕事と生活の調和を推進するための意識の醸成】

- 子育てしやすい職場環境づくりなどに積極的に取り組んでいる企業の企業名や取組内容を広く紹介する「ワーク・ライフ・バランス推進企業登録事業」の実施
- 行労使、地域団体などの協働による仕事と生活の調和の実現に向けた取組の実施
- 仕事と生活の調和推進キャンペーン事業の実施

【事業主行動計画の策定・実施】

- 一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- 特定事業主行動計画に基づく職場環境づくりの推進

目標事業量を定める指標

(1) 子どもが生まれる前、生まれてからの支援

【母子の心身の健康の確保】

- 周産期の死亡児数
- 乳児全戸訪問事業の実施市町数
- 育児支援家庭訪問事業の実施市町数

(2) 地域における子育て支援策の充実

【子育て支援の場の充実】

- 一時預かり事業実施日数、箇所数
- 地域子育て支援拠点箇所数（センター型、ひろば型、児童館型）
- 淡海子育て応援団事業登録事業者数

【ネットワークの構築】

- 次世代育成支援対策地域協議会を設置した市町数
- ファミリー・サポート・センター事業実施箇所数

【障害児施策の推進】

- 発達障害児サポートファイルを作成した市町数

(3) 仕事と子育ての両立支援のための子育て支援策の充実

【量の拡充】

- 認可保育所利用者数
- 家庭的保育利用者数
- 特定保育事業実施箇所数
- 延長保育事業利用者数、実施箇所数
- 夜間保育事業利用者数、実施箇所数
- ショートステイ事業実施箇所数
- トワイライトステイ事業利用者数、実施箇所数
- 病児・病後児保育（体調不良型）実施日数、実施箇所数
- 病児・病後児保育（病児・病後児対応型）実施日数、実施箇所数

【質の向上】

- サービス評価（自己評価）実施保育所数

(4) 仕事と生活の調和の推進

【多様で柔軟な働き方が可能な職場づくり】

- 育児休業制度を設けている事業所の割合
- 男女別の育児休業取得率

【仕事と生活の調和を推進するための意識の醸成】

- ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数

指 標	目標	現状	目標事業量 (単位)	報告「4 具体的施策」の該当箇所	
				目標	H26年度

● 市町がニーズ調査を行う指標

平日昼間の保育サービス	現状	目標	報告「4 具体的施策」の該当箇所
3 歳未満児	25,622 人		
3 歳以上児	—		(3) 仕事と子育ての両立支援のための子育て支援策の充実
年齢区分なし	—		
年間帯の保育サービス (延長、夜間、深夜・早朝帯)	1 か所		
延長保育事業	175 か所		(3) 仕事と子育ての両立支援のための子育て支援策の充実
夜間保育事業	2 か所		
トワイライトステイ事業	3 市町		(2) 地域における子育て支援策の充実
休日保育事業	14 か所		(3) 仕事と子育ての両立支援のための子育て支援策の充実
病児・病後児保育事業			
うち 体調不良型			
うち 病児対応型・病後児対応型			(3) 仕事と子育ての両立支援のための子育て支援策の充実
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	219 か所		
一時預かり事業	81 か所		
地域子育て支援拠点事業 (センター型、ひろば型、児童館型)	62 か所		
ファミリー・サポート・センター事業	10 か所		(2) 地域における子育て支援策の充実
シヨーステイ事業	6 市町		

※市町の目標事業量は 8 月末に集計できる見込

● 前期計画で市町のニーズ調査項目以外に設定した子育て支援に関する指標

周産期の死亡児数	52 人	39 人	(1) 子どもが生まれる前、生まれてからの支援
障害児童クラブ数	12 か所	30 か所	(2) 地域における子育て支援策の充実
サービス評価 (自己評価) 実施保育所数	229 か所	全保育所	(3) 仕事と子育ての両立支援のための子育て支援策の充実
育児休業制度を設けている事業所の割合	75.6%		
男女別の育児休業取得率	男性 1.20% 女性 86.6%		(4) 仕事と生活の調和の推進

● 今回新たに検討する指標

乳児全戸訪問事業の実施市町数	20 市町	全市町	(1) 子どもが生まれる前、生まれてからの支援
育児支援家庭訪問事業の実施市町数	14 市町	全市町	
淡海子育て応援団事業登録事業者数	728 事業所		(2) 地域における子育て支援策の充実
次世代育成支援対策地域協議会設置市町数	—	全市町	(2) 地域における子育て支援策の充実
発達障害児サポートファイルを作成した市町数	2 市町	全市町	(2) 地域における子育て支援策の充実
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	145 事業所		(4) 仕事と生活の調和の推進